

防装庁（事）第3号
31. 1. 9
一部改正 防装庁（事）第121号
31. 3. 29
一部改正 防装庁（事）第223号
令和5年6月29日
一部改正 防装庁（事）第107号
令和6年3月22日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応の
ための措置について（通達）

標記について、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）の規定によるもののほか、下記のとおり定められ、平成31年4月1日から適用することとされたので通達する。

なお、情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（防管装第6186号。13. 8. 10）は平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、防衛省が行う情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスクに対応するため、必要な措置を定めるものである。

2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第2号に規定する情報システムをいう。
- (2) サプライチェーン・リスク 情報システムに関する調達に際し、当該情報システム及びその構成等品のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。
- (3) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。
- (4) 大臣官房等 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第2条第1号に規定する大臣官房等をいう。
- (5) 大臣官房長等 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令第2条第2号に規定する大臣官房長等をいう。
- (6) 仕様書 装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第3条第4号に規定する仕様書（役務契約にあっては、役務の内容を示す文書。）をいう。

3 特約条項の整備

契約担当官等は、情報システムに関する契約について、外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書（2016年10月25日。内閣サイバーセキュリティセンター）の仕様書記載例を基に、次の各号に掲げる事項について、情報システムに関する調達に係る契約相手方及び再委託先（再委託先がさらに委託を行う場合等を含む。以下同じ。）に義務付けるための特約条項（以下単に「特約条項」という。）を定めるものとする。

なお、契約担当官等が定める特約条項のうち基本となる特約条項については、防衛装備庁長官が別に定めるものとする。

- (1) 契約相手方又はその従業員、再委託先若しくはその他の者により発注者が意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、契約担当官等に届け出ること。
- (2) 契約相手方及び再委託先の資本関係、役員等に関する情報を契約担当官等に届け出ること。
- (3) 契約担当官等が契約相手方及び再委託先に対して行うサプライチェーン・リスクに係る監査を受け入れること。
- (4) 情報システムを構成する機器等は、契約担当官等が示す基準に従って調達すること。
- (5) 受注業務を第三者に再委託する場合には、再委託先に対し、契約

担当官等が契約相手方に求める管理体制と同等基準の体制の整備を義務付けること。

(6) その他特約条項に関し防衛装備庁長官が必要と認めること。

4 仕様書への記載

大臣官房長等及び防衛装備庁長官（大臣官房等及び防衛装備庁の物品管理官を含む。）は、情報システムの全部又は一部を設計、構築、製造、運用、保守又は廃棄（賃貸借を含む。）に係る調達要求を行う場合、仕様書において特約条項の適用を要求するものとする。

5 特約条項の適用

契約担当官等は、前項の調達要求を受けた場合、特約条項を適用して契約するものとする。

6 情報システムに関する調達以外への準用

前2項の規定は、契約に係る有体物又は電子計算機情報に対して不正なプログラム又はソースコードを埋め込むこと（不正なプログラム又はソースコードを埋め込むことが可能な電子部品、機器等を組み込むことを含む。）が可能な調達に係る契約に準用することができる。

7 協力

大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のため相互に緊密に連携し協力するものとする。

8 その他

本通達の実施に関し必要な細部事項は、防衛装備庁長官が別に定めるものとする。

附 則

この通達による廃止前の情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（防管装第6186号。13. 8. 10）第1項の規定により定められた届出に関する特約条項は、当該特約条項に係る契約が満了するまでの間は、なお、その効力を有するものとする。